# 女性活躍推進法に基づく情報公開

女性活躍推進法に基づき、下記のとおり情報公開いたします。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

・採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和５年度）

正職員　　１８名採用うち女性６名　３３．３％

パート職員　　１９名採用うち女性８名　４２．１％

② 職業生活と家庭生活の両立

・男女別の育児休業取得率（令和５年度）

対象者　女性８名うち育児休業取得者　８名　１００％

男性３名うち育児休業取得者　１名　３３．３％

③男女の賃金の差異

| 区分 | 男女の賃金の差異<br>（男性の賃金に対する女性の賃金の割合） |
|---|---|
| 全労働者 | ７９．２％ |
| 正職員 | ８２．２％ |
| パート・有期職員 | ７０．６％ |

※ 対象期間：令和５年度（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）
正 職 員：出向職員を含む。
ﾊﾟｰﾄ･有期職員：嘱託職員・パート職員が該当。
賃　　金：通勤手当等諸手当を含む。